

近世前期における江戸の牢人

—「弘前藩江戸日記」・江戸町触の分析を中心に—

中 野 達 哉

はじめに

近世において、武家は江戸をはじめとする城下町、すなわち都市に集住し、武家や町人・百姓をはじめ、さまざまな身分・地位にある者たちと関わり、生活を営んできた。江戸には、さまざまな身分・地位の者が存在し、多彩な姿を示している。近世の牢人も多く都市に居住し、それは都市社会の特徴的な存在であったと言えるだろう。

近世の牢人については、栗田元次氏をはじめとする研究があり、近世前期、豊臣家の滅亡をはじめ、大名の改易・転封などに伴い多量の牢人が出現し、不穏な存在とされてきたが、由井正雪らによる慶安事件以後、いわゆる武断政治から文治政治への幕政の方針転換により牢人統制の方向転換が図られたといわれている。そして、近世後期、とくに幕末期を中心に、村々を徘徊する牢人や牢人集団の問題が指摘されてきた。⁽³⁾ こうした牢人について、山本英二氏は、関ヶ原の戦いや大坂の陣、そして外様大名らの改易に伴い創出された近世前期の牢人から、社会が安定し、成熟していくとともに年季を限って雇用される武家奉公人系列に属する牢人へと、牢人の性格が変わっていくとし、後者が近世後期になると村々を徘徊し、一宿・金銭を要求する牢人となっていくとする構図を描く。それとともに、そうした武家奉公人系列の牢人のなか

に、渡りの家臣も位置づけられている⁽⁴⁾。これら先行研究によって描かれた牢人像は、幕政転換により統制方向も変わるもの、排除すべき存在、アウトサイダーとしての存在であり、幕府をはじめとする領主にとって反体制的な存在であったと位置づけられている。

一方、由緒を作り牢人を称して武家を主張する者や女性の牢人の存在なども指摘されており、牢人は一概には捉えられない存在でもある。また、牢人は、本質的には武家身分でありながら、身柄は町奉行支配下に置かれたともされるように、江戸をはじめとする城下町に居住する者として捉えられ、兼平賢治氏は、盛岡藩の新参家臣を数量分析し、牢人が仕官のために江戸に集まり、盛岡藩では約六割が江戸で召し抱えられたことを明らかにしている⁽⁸⁾。

牢人は、一般に主君を持たない武家を指すと捉えられ、それらの多くは、主持ちの武家と同様に江戸を初めとする城下町、すなわち都市に集住したと考えられる。しかし、江戸におけるの牢人の具体像についての研究は少ない。本稿では、こうした牢人像を再検討すべく、弘前藩江戸日記や江戸の町触に現れた牢人文言に注目し、近世前期、享保期までを中心に、江戸における牢人の具体像を明らかにすることを目的とする。筆者は、これまで、江戸周辺地域に在村する百姓が武家に接近し扶持取り化を指向する姿を捉え⁽¹⁰⁾、また、大名家が江戸において新規に抱えた家臣について分析してきたが、江戸の牢人像を明らかにすることにより、多様な人々が入り・居住する江戸の社会を考える一助としたい。

一、弘前藩江戸日記にみる「牢人」「浪人」の多様性

(一) 弘前藩江戸日記上の「牢人」「浪人」文言と牢人像

牢人は、一般に主君に仕えていない武士を指すイメージがあるが、弘前藩江戸日記を見ると、諸処に「牢人」「浪人」⁽¹²⁾の文言がみられ、それらのなかには、主君に仕えていない武士という一般的な概念とは異なる使われ方がされているもの

もしばしばみられる。まず最初に、弘前藩江戸日記の享保期までの記事から「牢人」「浪人」の文言を抽出し、どのように使用されているのか見てみたい。

まず、一般的に牢人として捉えられている、主君に仕えていない武士としての牢人である。つぎの記事をみてみよう。

【史料¹³】

(元禄十三年七月)

廿六日 天氣能

一、石田丈右衛門・藤岡三左衛門・岩田半次郎・大石郷右衛門口上書^二而申立候ハ

大久保権之丞

松野半三郎

右兩人義前々より鑑稽古仕候、師匠ハ只今松平宮内少輔様ニ罷在候上田喜兵衛と申候、住所ハ松原ニ罷在候

齋木喜六

右喜六儀、前々より鑑稽古仕候、師匠ハ旅川弥右衛門と申、御家へも御出入仕候浪人^三而御座候、住所者本郷御弓

町^ニ罷在候、右三人之者共兼々稽古仕度心懸罷在候、当年御留守中^ニ何とぞ折々参候^而稽古仕度由願申候、右之義^ニ

付、他出之節外へ立寄申候様成義兼^而仕間敷由、其段々以誓紙成共可申上候由申候、何も年若成者共^ニ而御座候へ

ハ幸之義^ニ存候^ニ付、稽古仕せ度奉存候

右之段不苦候ハ、奉願旨申立候^ニ付、大道寺隼人へ申達候处、願不相叶候由、其段申渡候

一、右同人口上書^二而申立候ハ、外崎六介弟喜六と申候、此者之儀去年六介奉願、此方へ召連罷登候、自然 与一

様へ御人被召出候御沙汰も御座候ハ、被召出被下置候様奉願候段、拙者共迄六介申候、喜六義当年廿三^ニ罷成候、

取廻能相見へ器量も大形^ニ御座候、右之段奉願旨申立候、大道寺隼人へ申達候处、願不相叶、其段申渡候

これは、弘前藩の家臣らの鎧稽古についての届け出などに関する記事である。この年、弘前藩主は交代で国元に帰るが、その間、家臣らが藩邸から鎧稽古にでかけることを願い出たものである。その鎧稽古の師匠は、大久保・松野は松平宮内少輔家⁽¹⁴⁾にいる上田喜兵衛であるが、外崎六介の弟斎木喜六の師匠は「浪人」の旅川弥右衛門とみられる。また、この旅川弥右衛門は、弘前藩にも出入している者であり、本郷御弓町に居住していることが確認できる。本郷御弓町、すなわち町人町に居住して、鎧の師匠をし、藩邸に出入する牢人の姿がみられるのである。こうした牢人像は、町人町に居住し、特技をもつ故に生計をたてるのが可能になった牢人の多くある姿であろう。そして、藩邸に出入することを認められていることは、藩として、こうした牢人を拒絶・忌避する対象としては見ていなかったことが確認できる。

また、弘前藩では、元禄十一年三月、盗人を小塚原で斬罪にしたが、それは刀の試し切りを伴ったものであった。⁽¹⁵⁾その時、「右盗人切手松本長大夫と申浪人御頼被成候」と盗人の斬り手を牢人に依頼していることがみられる。この依頼された牢人松本長大夫には、松本半右衛門という息子がおり、弟子として同道し、長大夫とともに試し切りを行っている。そして、松本長大夫は、小塚原に行くにあたり、弘前藩に対し馬の借用を願い出て認められている。弘前藩として罪人の処刑を牢人に依頼して行っているのであるが、その牢人は、津軽家の刀の試し切りをするほど、武芸に秀でた者であるとともに、家族があり、その息子も剣術を父に習い嗜んでいたこと、そして、牢人に対し、馬を貸与し、また、食事を提供するなど、藩として手厚くもてなしていることがみられる。

こうした武芸に秀でた牢人のほか、芸能に秀でた牢人の記事もみられる。

【史料2】⁽¹⁶⁾

(元禄十年十月)

四日 天气能

(中略)

一、伴左次右衛門と申牢人、右ハ水野周防守様ニ罷在候者ニ候、兼而幸清御耳ニ立置候、此者地謡ニ六日・七日罷出

筈^二候、併牢人之儀^二候故昼時分罷出候ハ、先 御目見被 仰付、其後地謡^二も罷出筈^三候、右之段被 仰付候
間、左次右衛門罷出候ハ、其段被仰上、御目見之節諸事御差図被成可被下候

これによれば、伴左次右衛門は、水野周防守家にいる牢人であつた。この伴左次右衛門は、地謡を披露するため六・七日藩邸に来る予定であるが、牢人であるため、日中に一度お目見えを許し、その上で地謡を披露するよう指示している。地謡に秀でた牢人がおり、牢人にはあるが、水野周防守家の屋敷に身を寄せていることが知られる。また、元禄十一年五月には、伴左次右衛門が弘前藩に対して「御中小性」としての仕官を望んでいる。⁽¹⁸⁾ その記事では、伴左次右衛門が「大鼓打申候」者であり、「御国元^二罷在候内ハ上下共御賄被下筈^二御約束」している。これに対し、弘前藩では国元へ下るよう命じ、「御国元^二罷在候内ハ上下共御賄被下筈^二御約束」している。技能を持った者に対し、国元に赴かせ、面倒をみるとしていることがみられる。

以上のように、武芸や芸能に秀でた牢人に対して、藩の役に立つ者として扱い、そこには拒絶感はみられない。また、大名家に身を寄せる牢人の姿もみられるが、この点については後述することとしたい。

このほかにも、技能・職能を持つ者が、牢人として弘前藩江戸日記に記される事例もみられる。それらをいくつか見てもみよう。

【史料3】⁽¹⁹⁾

(元禄十三年六月)

十六日 天気能

(中略)

一、豊田孫大夫申立候ハ、岡玄忠と申候町医者、拙者弟^二御座候、生国越前之者^二則松平越前守様^二相勤罷有候、其節者川瀬市左衛門と申候、只今^二兵部大輔様御家^二兄弟・親類共大勢相勤罷有候、右玄忠義ハ先年越前守様御代^二御

家中大勢御暇被下候節浪人仕、其後医者ニ罷成候、拙者苦勞ニ不仕候得ハ不叶者ニ御座候ニ付、御国元へ差越、御町之内^三而療治為仕度奉願候、此段不苦被思召候ハ、宜御沙汰奉願旨申立候、則大道寺隼人江申達候処、願之通被仰付、則孫大夫へ申渡候

この史料によれば、岡玄忠という町医者が以前川瀬市左衛門と名乗り松平越前守家に仕えていたが、暇を出され牢人して医者になったとする。松平越前守家に仕えていた時にどのような立場・地位にあったかは不明であるが、医療に通じた者であることが確認できる。その者について、国元津軽において町中で療治、すなわち医者させたいと願い出たものであるが、弘前藩では、こうした者が国元に入り、町医者することを認めているのである。この背景には、家臣豊田孫大夫の弟であり、身元が確かであることがあろう。

同様に、元禄八年七月一日には、「牢人町医」である川村道格がお目見えを許された記事も見られる。⁽²⁰⁾ また、享保九年(二七二四)九月二十五日には、「浪人儒者」として二階堂慎庵の名が記され、用事があり弘前藩の御用人宅に出頭すべき旨がみられる。⁽²¹⁾ 医者・儒者が藩(武家)と接するなかで、仕える主人がいない者として牢人として捉えられているのである。

そして、職人・芸能民など本来的に武士でない者が牢人と記される例もみられる。

享保七年三月二日の記事には、「一、浪人大工浅井平吉・柳橋奎介、右兩人召拘候事奉行坂上専左衛門相伺候付、帯刀江達、弥召拘候様^二と申渡之^一」とみられ、大工を召し抱えるに際し、「浪人大工」と記しており、⁽²²⁾ また、享保十年二月二十四日の記事には、「一、浪人塗師有之候、蒔絵も少々仕候、老親有之候間、御長屋さへ被下候ハ、足軽之御宛行^三而売人扶持も増被下候ハ、塗師之透^三ハ足軽成共何成共相動可申と申者有之候」と見られ、⁽²³⁾ 召し抱えようとする塗師を「浪人塗師」と記している。後者については、長屋を与え、足軽と兼役で召し抱えるか藩でも検討したが、年老いた親がいる

ため沙汰止みになっている。これらの例は、大工・塗師といった職人を藩として召し抱えるに際して、どこにも所属していないことから「浪人」と表記したのである。また、弘前藩に仕えた能役者が、「私先祖日吉松雪儀、桂光院様御代被_レ召出、老衰迄御介抱被成下、祖父権大夫儀者其頃会津中将様被_レ召置、其後牢人仕候而妙心院様御代被_レ召出、過分之御給分被下置之、御家_ニ而相果申候」と自らの先祖について言上している記事がみられ、⁽²⁴⁾そこでは、他家に仕えたあと「牢人」し、再び弘前藩に仕えたことを述べている。やはり、能役者が主人に仕えていないことを牢人と称しているのである。

また、こうした使用例は、中間などの武家奉公人にもみられる。

【史料4】⁽²⁵⁾

(元禄十五年八月)

七日 晴

(中略)

一、昨夜辻番所_ニて捕候米盗人之儀付、今朝御目付近藤平八郎様_江委細書付仕、大橋孫左衛門持参候処、御受取被成候

一、御小人目付杉野甚右衛門・梶間作右衛門両人辻番所へ参、右盗人致見分、一々口書致させ候、其節大橋孫左衛門・門馬武兵衛・御目付佐藤軍大夫罷出候、尤例之通茶弁当たはこ益出之、右口書左記之

口書

午八月六日暮六半過、私儀去年午込山村十左衛門組原兵右衛門方_ニ中間奉公仕、当三月より牢人_ニ而罷在候付、及渴命申候_ニ付、四五年以前御勘定衆五味与五兵衛方_ニも中間奉公仕、勝手を存知候付、川舟手代武井吉兵衛方_江参、鈴木三郎右衛門家来と申、つき申候飯米切_レ申候_ニ付、五升程御借し可被下候、明日つき申候ハ、返し可申由申候、則米五升受取申候所、見馴不申者候由_ニ而あなたより御家来衆付添、跡より盗人と声をかけられ

候^ニ付、右之米捨置、欠出候得^者津輕越中守様辻番所^ニ被留置申候、此外相替儀無御座候、以上

八月七日

長 大 夫

杉野甚右衛門殿

梶間作右衛門殿

(以下略)

これは、元禄十五年（一七〇二）八月六日、弘前藩が担当する辻番所で捕らえられた米盗人についての記事のうち、米盗人の口書部分を示したものである。これによれば、米盗人として捕らえられた長大夫は、去年まで山村十左衛門組原兵右衛門方に「中間奉公」し、当年三月より「牢人」したと述べている。また、以前に幕府勘定方の五味与五兵衛のもとでも中間奉公をしていたことも見られる。「牢人」は米盗人である長兵衛が自称したものであることがみられ、そして、その長兵衛が、中間として渡り歩き、その間、仕える主人がいな期間の自分を「牢人」と称したものである。中間奉公する武家奉公人であり、本来的には武家身分でない者が武家に仕えることによって、「牢人」と称した例である。

また、奉公人が仕える主人がいな期間を「浪人」と称している記事が確認できる。同年十月二十五日の記事には、「津輕一野渡村之者」が「私儀御当地へ罷出候得共、知人も無御座、通り町筋にて人毎^ニ年季^ニ成共奉公仕度由頼候得^者、日本橋木戸際^ニかるこ之者罷在、年季^ニ相住候ハ、肝煎可申由^ニて右かるこ宿江召連參、日本橋近所酒屋江五年之年季^ニ而相住候得共、酒屋身代潰、三年目^ニ致浪人、夫より方々江一季奉公仕候得共、此内之主人年久敷耽と覚不申候、去年三月より当三月迄酒井内匠頭様御家中関友之助殿へ馬取奉公、石右衛門と申候得^而相勤申候、夫より当三月御小姓丸茂清三郎様へ奉公^ニ罷出、馬取相勤、与介と申候、当五月よりちゃうまん相煩候付、暇を取、閏八月迄小田原町茂右衛門と申者之方^ニ罷在候、衣類等も売払養生仕候処、茂右衛門身代潰し申候^ニ付立除、九月廿日より無宿罷成、袖乞仕候処、芝字田川町にて

御目付様御見付御僉儀之上口書御取被遊候」とある。⁽²⁷⁾津軽出身の佐次右衛門が、親の死後江戸に登り、最初日本橋近所の酒屋に五年季で奉公したが、三年目に酒屋が潰れ、「浪人」し、その後、諸方に年季奉公した後、昨年より酒井内匠頭家⁽²⁸⁾の関友之助に馬取奉公し、今年より小性丸茂清三郎方に奉公したが暇をとり、無宿になったという。ここでも、酒屋すなわち商家に仕えた後に、その商家が潰れ、仕える主人がいらないことを「浪人」と称していることが確認できる。仕える主人も武家とは限られていないのである。

以上、見てきたように、武芸や芸能に秀でた才能を持つ牢人が、藩と接する状況がみられた。そして、それとともに、本来、武家身分ではない者であっても、新たに藩に仕えるなど、藩^{II}武家との関わりのおかげで、「牢人」の文言がどの家にも仕えていない者という意味で用いられている場合があったことが日常的に確認できるのである。

(二) 弘前藩江戸日記に現れる江戸の牢人の存在状況

これまでみてきたように、弘前藩江戸日記に記される牢人文言は、一般的に理解される、本来的には武士でありながら仕える主人がいなくなった者以外にも、武士以外の身分の者でも、藩で召し抱えるなど、藩（武家）との関わりのおかげで、単に仕える主人がいらない者の意味で使用されている面がみられた。後者は、仕えるべき主人がいらないという意味で牢人文言を使用したものであり、本稿で分析しようとする、本来的に武士である牢人とは異なる。ここで、前者の牢人について江戸においてどのように存在していたのか、次にみていきたい。

さきに見た鑓術の師匠旅川弥右衛門は、本郷御弓町に居住していた。旅川が居住していた家が、自己の屋敷なのか、借家なのかは、ここではわからない。しかし、元禄十五年弘前藩が江戸周辺で抱屋敷を取得しようとし、その際の候補地の一つを千寿町の浪人千葉刑部の屋敷としており、屋敷地を所持している牢人の記事もみられる。⁽²⁹⁾そして、後掲の表1 No. 35

にみられるように、享保二年（一七一七）には、陪臣・牢人の抱屋敷所持が禁止されるが、それ以前は抱屋敷を持つことができ、享保期に禁止が命じられていることから、実際に所持していた者が広く一般的にいたことも容易に想像できる。

また、本郷に借家している浪人も見られる。

【史料5】⁽³⁰⁾

享保七壬寅年九月朔日 癸未快晴

(中略)

一、御部屋御小性組追良瀬酒之丞口上書^三而北川武左衛門を以先月大石庄司迄申立候者、私養父追良瀬八右衛門儀、御代官久保田左次右衛門様御手代相勤罷有候処、左次右衛門様旧冬御役御免^二付、八右衛門儀も牢人仕、妻子縁者共方^ニ差置、八右衛門儀ハ本郷^ニ借宅仕罷有候、只今何方^江も有付不申、借宅諸事物入必至と続兼難儀仕候、依之八右衛門儀身上片付候内私方^ニ差置申度奉存候旨帯刀^江相達候処、願之通可申付旨被申越候^二付、則武左衛門^江申渡之

これによれば、御部屋小姓組の追良瀬酒之丞の養父追良瀬八右衛門は、これまで幕府代官久保田左次右衛門の手代を務めていたが、仕えていた久保田左次右衛門がお役^ご免となったため、八右衛門も牢人し、その際、妻子は縁者に預け、本人は本郷で借宅したという。しかし、今日まで次の仕官先が定まらず、借宅では物入りも多いため、酒之丞が八右衛門の仕官先が定まるまで引き取りたい旨を藩に願ひ出て、許された記事である。牢人後、江戸に借宅し、次の仕官先を探す牢人の姿がみられる。この事例は武士が主君を転々と渡り歩くなかで、仕える主君のいない空白の時期を牢人と言い表した一時的なものであり、子に引き取られ、厄介になるのである。次の史料も同様に、藩邸に身を寄せる牢人の事例である。

【史料6】⁽³²⁾

(元禄十二年四月)

十一日 晴天

(中略)

一、大橋孫左衛門申立候ハ、私弟喜内と申者、松平若狭守様ニ相勤罷有候処、去夏致浪人候、年廿二罷成候、兼而介抱致置候得共、今度御長屋へ引越申ニ付、致遠慮、外ニ差置申候、右之喜内手前へ引取置申度由願申立候付奉伺候処、願之通被 仰付、取次飯田半兵衛ニ申渡之

大橋孫右衛門は、弘前藩の御聞役を務めた江戸常駐の家臣⁽³³⁾で、その弟喜内は、松平若狭守に仕官していたが、昨年夏に牢人したことがみられる。そして、孫右衛門が面倒をみていたが、今回弘前藩の長屋に孫右衛門が移り住むことになり、藩への遠慮から一旦外に住ませ、その後、孫右衛門が自分の住む長屋に引き取りたいことを藩に願い出て、許可された記事である。藩邸内に家臣の親族として住む牢人の姿が確認できる。また、同様に元禄十年十月六日には御聞役⁽³⁴⁾長尾小次郎の甥が、牢人の身でありながら、田村右京大夫家の屋敷にいたことも確認される⁽³⁶⁾。こうした牢人に対して、藩で手当を出す記事も確認できる。

【史料7】⁽³⁷⁾

(元禄四年四月)

十五日 曇 但午刻より雨降

(中略)

一、中村八郎右衛門牢人中銀子式拾枚宛被下置候、今度身上有付候、依之右御合力金向後不被下候、最前申立候も牢人中可被下由申候、夫故 御前江不及申上候、其段可申渡由御家老中被申候付、則八郎右衛門ニ申渡之

37 中村八郎右衛門と弘前藩との関係は未詳であるが、牢人中に合力金として銀二〇枚を給付しており、新たな主君が見つかったため、今後は合力金を給付しないことがみられる。扶持取り化することにより合力金の給付を取りやめると言うこ

とは、この合力金が一時的なものではなく、定期的に給付されていたことをうかがわせる。また、ほかにも本間民部左衛門は、「不自由」であると藩に認識され白銀三〇枚を給付されている⁽³⁸⁾。牢人を仕官させ家臣としないまでも、手当を与えていたことは既に知られており、これらもそうした例の一つである。

また、家臣らが、親族など自分と関わりのある牢人を自家で働かせることもみられる。

【史料8】⁽³⁹⁾

(元禄十年十二月)
二二日 晦

(中略)

一、永曾武右衛門申立候ハ、私弟浪人^三而雲州罷有候処、当夏御当地へ罷越、緑町^二借宅仕せ私介抱^二仕置候、此度上方御用被 仰付候付、留守火之本旁右之弟手前^三差置申度奉存候、悴吉之進義も帰番^三相勤申候、中間計差置候而ハ無心元奉存候付奉願候、宜御沙汰被遊可被下旨申立候付、則奉伺候処、願之通被 仰付之、則武右衛門へ申渡之

これによれば、家臣永曾武右衛門の弟は牢人の身であり、これまで雲州(出雲)にいたが、この夏江戸にのぼってきたため、緑町に借宅させ、武右衛門が世話をしていることがみられる。そして、武右衛門が今回「上方御用」を命じられたため、その留守中、自分の「手前」(留守宅)に置き、留守を守らせたいと願い出て、許可されている。親族のなかには牢人を世話し、留守宅の管理をさせるという事で自家に置いている。

また、家臣河合半右衛門⁽⁴¹⁾は、享保三年七月二十七日に「私方^三差置候浪人河合忠右衛門儀病身^三付、身上かせき相止申候、依之私家来^二仕候旨申出候^二付監物^{江達之}、申立之通申付之」と、自家に居住させていた牢人河合忠右衛門がおり、その者が病気で「身上かせき」ができなくなったため、自分の家来としたい旨を願い出て、許可されている⁽⁴²⁾。同姓であることから親族と思われる、それ故牢人として河合半右衛門の世話になっていることがうかがえるとともに、こうした牢人を

家来とすることについて藩が認めていることも確認される。

では、史料8で、牢人が「私弟」であることが記され、「借宅仕せ私介抱」していたとするが、こうした家臣、つまり主君に仕える武士が牢人を保護・世話する理由は何であろうか。

前掲の史料3では、「拙者苦勞ニ不仕候得ハ不叶者ニ御座候ニ付、御国元へ差越、御町之内ニ療治為仕度奉願候」と牢人となった弟の国元での居住を藩に願ひ出ているが、「拙者苦勞ニ不仕候得ハ」と述べており、弘前藩に仕える身である自分が間で労をとらなければ弟が国元に行くことができないとしており、そこには、親族、それも最も近い兄弟という関係があった。また、正徳三年四月二十四日の記事では、河合半右衛門が牢人の身となっている従弟の下谷坂本の借宅が類焼したため、従弟を縁者に頼み預けていたが、自分のもとに引き取りたいとして藩に願ひ出て許可を得ている。⁽⁴³⁾この河合半右衛門は、宝永七年四月十日にも、自分の兄河合又之助がそれまで仕えていた本多中務大輔家から「御知行減」のため暇を出され牢人して江戸に上京し、河合半右衛門のもとに世話になりたいと頼まれたことに対し、「如何鋪」思ったが、「浪人之義御座候故差当難儀」と思い、長屋に差し置くことを願ひ出て許可を得ている。⁽⁴⁵⁾また、正徳元年八月二十七日、手廻衆の門馬八郎右衛門は、従弟の亀井三郎左衛門が藩の人減らしのため本多中務大輔家より暇を出されたが、「兼々不勝手者」で、「其上泥介多御座候而牢人一分之取続難仕者」であり、「近キ一類私之外無御座」ため、「泥介」すなわち「三郎左衛門母」と「幼少之子共男女兩人」とともに引き取りたいと願ひ出ている。⁽⁴⁶⁾

こうした例をみると、いずれも家臣が藩に対して引き取りたいなどと願ひ出る牢人は、いずれも近親の者・親族であり、これが藩に願ひ出て認められる条件となるのであろう。そして、他に面倒を見る者がおらず、また、牢人として自立することが難しいことが、保護・世話をする背景にあったと考えられる。以上のように、牢人が藩邸にいたことや、また、牢人となっている親類を世話する家臣の姿も確認される。牢人の姿は、こうした主君に仕える武士のすぐ側にも一般に確認されるのである。

そして、こうした牢人からの嫁取りや養子縁組みを行うことも見られる。元禄二年閏正月には、岩田衛門兵衛が、母方の従兄弟にあたる中里七郎左衛門という牢人の倅（一二歳）を養子とし、いづれ娘と結婚させたいことを藩に願い出て認められている⁽⁴⁷⁾。同様に、元禄十四年八月には、坂庭孫介が兄にあたる坂庭伊右衛門という牢人の倅坂庭伝四郎（一四歳）を養子とすることを願い出て認められている⁽⁴⁸⁾。また、享保八年五月には、小野勘助が、五六歳となるが実子がなかったため、伊豆原所左衛門という牢人の倅軍治郎（二四歳）を養子とすることを願い出て認められている⁽⁴⁹⁾。小野勘助の例については、牢人との縁戚関係が不明であるが、当時、養子縁組は親族内で行うことが基本であり、小野と伊豆原も何らかの縁戚関係にあったことが想定される。婚姻については、元禄十五年三月に矢川左介が味岡勘兵衛の妹を嫁にしたいことを願い出、この味岡の素性について、「先年川口撰津守様ニ相勤罷有候、只今牢人仕、御当地罷有候」と述べ、牢人の妹を嫁にとろうとしていることがみられる⁽⁵⁰⁾。これら、事例は多いとは言えないが、養子縁組や婚姻に際しては、牢人であることは障害とならなかったことが指摘できる。

近世の武家社会においては、親族に牢人を持つ者がおり、それらを親族として世話する武士の姿が確認された。そして、藩社会において、家臣の親族に牢人がいること、そして、それらの面倒を見ることも決して拒絶・忌避される行動ではなく、牢人としての武士の存在も、十分に社会的に認められるものであったと言えよう。

以上、弘前藩江戸日記に現れる牢人についてみてきたが、ここまで述べてきたことをまとめておこう。

まず第一に、弘前藩江戸日記に現れる牢人文言は、さまざまな使われ方がされ、いわゆる仕える主君を持たない武士を示す語としての牢人のほか、武士以外の身分の者についても、単に仕えるべき主人・主君がいらないという意味で牢人を称する場合が確認できた。第二に、前者の武士である牢人という存在が一般にイメージされるように必ずしも単独で孤立しているのではなく、大名家に仕える家臣らも親族として時には世話し、あるいは自家に抱え置き、さらには養子・婚姻など縁組みする場合もみ

られた。こうした牢人は、代々牢人であるというよりも、むしろ一時的に立場が牢人となったものであり、武士であることには変わらない。こうした牢人が存在する背景の一つには、近世後期に多く見られる武家を渡り歩く「渡り」の武士の存在があり、彼らが主から主へと渡り歩く際の一時的な姿である場合も多くあろう。また、養子縁組などに見られるように、何らかの欠員や不足が生じたときにそれを補充する予備的な存在として必要とされていたのである。そして、大名家（藩）としても、そうした牢人の存在を認めて活用し、あるいは扶助を与え、また、家臣らが自家や藩邸に抱え置くことについても認めており、牢人に対する忌避・拒絶感は見られなかったのである。

二 江戸町触にみる享保期以前の牢人

つぎに、江戸町触から、享保期以前、牢人がどのように扱われていたのかみてみよう。表1は、『江戸町触集成』⁽⁵²⁾から、享保期以前について、「牢人」「浪人」文言がみられる触を抽出して一覧にしたものである。『江戸町触集成』には、正保五年（一六四八）閏正月一日以降の触が収められているが、牢人に関わる触の初出は、改元した慶安元年（一六四八）二月であり、それ以降、享保二十一年（一七三六）までの八九年間の触のなかに四六件確認できる。ここで見られる牢人の現れ方は、大きくつぎの四つに分類できる。

まず第一に、所謂牢人（仕える主君のいない武士）自体を指す文言として使用されたのではなく、武士身分以外の者が単に仕える主人がいない状況を牢人という文言で示したものである（表中の分類A）。表1のうちのNo.14は、「出替り之奉公人、へんへんと浪人^三而差置申間敷候」と記され、この触は、出替り奉公人がつぎの勤め先が定まらないまま、人宿に逗留させることを禁じたものであり、仕えるべき主人がいない状況を「浪人」と記したものである。弘前藩江戸日記でも見られた、武士以外の身分の者について、仕えるべき主人がいない状態を牢人と記した例である。また、この触は、町方

表1 『江戸町触集成』にみる牢人関係記事一覧 (享保期以前)

年	西暦	月日	「浪人」「牢人」文言のある記事	内容	触の目的	巻	文書番号
1	慶安元年	1648 2月28日	一、町中二居候牢人吟味いたし、むさと仕たる牢人に宿借申間敷事	「むさ」とした牢人への「宿借」禁止	町中風俗・治安取り締まり	1	7
2	承応4年	1655 3月28日	一、奉公人牢人寄集、御法度相背申間敷候事	奉公人・牢人寄せ集め、法度破りの禁止	博奕禁止・法度遵守	1	108
3	明暦3年	1657 1月26日	一、浪人よしみのものか、由緒有之輩来候ハ、差置へし、但、大勢集置候義は可為無用事	明暦大火後の措置として、よしみの牢人・由緒ある者についての寄留容認	明暦大火への対応	1	152
4	明暦3年	1657 12月17日	一、跡々より牢人宿借申候而爾今其牢人二宿借置申候ハ、何方之牢人并知行取中小性歩行之者迄も致穿鑿、書付を以兩御番所江家主・五人組・宿主參、御帳二付可申候、右之浪人有付候ハ、何方江有付申候と其段御帳二付可申候、(以下略)	牢人の身元届け出	牢人の身元と不審者の届け出	1	187
5	明暦4年	1658 1月16日	一、増上寺於御法事之内、むさと仕たる浪人置申間敷事	増上寺での法事執行により「むさ」とした牢人留め置き禁止	増上寺法事執行時の警備	1	191
6	明暦4年	1658 7月2日	一、此以前も如被仰付候、其町々ニ牢人有之候ハ、早々改書付致、町年寄方江持參可被申候、国元江參候共、或ハ身軀有付候共、或ハ店替仕候共、前々より如申付候其家主同遣仕、兩御番所江右之通致書付、持參可被申候事	町方への牢人所在改め	同左	1	208
7	万治2年	1659 1月18日	一、壹季居之奉公人之宿、二月廿日限ニ可仕候、……(中略)……右之趣町中借宿店借迄為申間、一季居之浪人宿仕者候ハ、穿鑿仕、宿致候家主方江手形ヲ取置、少も違背仕間敷候(以下略)	一季居奉公人統制	同左	1	237
8	万治2年	1659 6月19日	一、知行何百石、名苗字誰 宿誰印、生国何方、先主誰、親類誰之所ニ而名々字誰、何年以前之浪人、年何十歳(以下略)	町中、牢人所在取り調べ書上	同左	1	256
9	万治2年	1659 7月9日	一、浪人江宿借候ハ、槩成請人を取、宿借可申候、其上兩御番所江御断可申上候旨被仰出候間、左様相心得可申候、勿論むさと致たるもの二宿かし申間敷候	牢人「宿借」届け出、「むさ」とした者への「宿かし」禁止	同左	1	261
10	寛文2年	1662 3月19日	一、去年御改被成候浪人、前々より如相触候有付候ハ、家主・五人組兩御番所江參、何方江有付候段御断可申上候、若其浪人店替仕候は右同前二兩御番所江參、御断可申上候、其以後之浪人有之候ハ、生国・本国・古主誰、知行何程、切米取ニ候は切米何程、無足人・中小性迄念を入相改、家主・五人組兩御番所江參り、御断可申候(以下略)	町中所在牢人の異動届け出	同左	1	340

11	寛文12年	1672	2月8日	奥平源八・同伝蔵・夏目外記 右三人之者御尋之儀二候間、早々罷出可申候、……(中略)……聞書、牛込浄瑠璃坂辺二居候奥平隼人と申浪人ハ、右源八父之敵二而 (以下略)	牢人敵討ち取り調べ出頭命令	同左	1	955
12	延宝9年	1681	7月17日	親類書、……(中略)……、一、浪人親類書案紙のごとく相認、判形為致取之可差出事、一、何年何月より誰肝煎二而店請人証文取置候段可書出事……(中略)……右之通急度相改、銘々証文取之、其地主印判仕可差上之 (以下略)	牢人親類書・店請証文など差し出し命令	同左	1	1856
13	天和3年	1683	3月2日	一、町中二有之候武士方并牢人衆、女中之町屋敷之分、何之誰殿屋敷と致書付、櫛屋所江月行事早々持参可被申候 (以下略)	武士・牢人等所持の町屋敷調査	同左	2	2065
14	貞享元年	1684	3月24日	一、出替り之奉公人、へんへんと浪人二而差置申間敷候 (以下略)	出替り奉公人の滞留禁止	同左	2	2209
15	貞享2年	1685	3月9日	一、出替り之奉公人、へんへんと浪人二而差置申間敷候 (以下略)	出替り奉公人の滞留禁止	同左	2	2313
16	貞享3年	1686	3月12日	一、出替り之奉公人、へんへんと浪人二而差置申間敷候 (以下略)	出替り奉公人の滞留禁止	同左	2	2428
17	貞享3年	1686	11月28日	一、武士方并扶持人医者衆・出家・山伏・牢人其外、町方之御支配二而無之衆、町屋敷所持被致、右之屋敷地主之名二而沽券書入候ハ、其家之家守之名二書替させ可申候 (以下略)	町方支配以外の者所持の屋敷名義書き換えおよび拝領屋敷役儀規定	同左	2	2513
18	貞享5年	1687	1月23日	一、浪人致所持候鉄砲、一、商売鉄砲、一、町人致所持候鉄砲、……(中略)……一、何者二而も町中二居候者之鉄砲、右玉目何程之筒、明細二改、書付可申候	町中所在鉄砲の書き上げ命令	同左	2	2648
19	元禄3年	1690	9月29日	一、朝鮮人參調候儀、病家二而無之者、利徳のために買取候様二相聞、不届二候、一、奉公人ハ其家之用人、……(中略)……一、浪人・町人ハ其所之名主・五人組、右判鑑先達而宗対馬守家来方江遣置証文を以、向後調可申候	朝鮮人参買取り統制	同左	2	2687
20	元禄6年	1693	3月11日	一、出替り之奉公人、へんへんと浪人二而差置申間敷候	出替り奉公人の滞留禁止	同左	2	2886
21	元禄7年	1694	3月11日	一、出替り之奉公人、へんへんと浪人二而差置申間敷候	出替り奉公人の滞留禁止	同左	2	3058
22	元禄7年	1694	6月28日	一、浪人富山三郎右衛門欠所諸道具御被扱仰付候間、望之者ハ明廿九日五半時、細井九左衛門殿御代官所神田上水之水上関口村江罷越、入札可仕旨可被相触候	牢人欠所諸道具入札触	同左	2	3109
23	元禄7年	1694	7月26日	一、前々も相触候通、狂言芝居之野郎牢人野郎、又ハ役者二不出前髪有之者并女のおとり子かけま女、方々江遣候儀堅御法度之儀二候間、向後弥右之者共一切何方江も遣申間敷候 (以下略)	風俗統制	同左	2	3119
24	元禄8年	1695	3月11日	一、出替り之奉公人、へんへんと浪人二而差置申間敷候 (以下略)	出替り奉公人の滞留禁止	奉公人統制	2	3216

25	元禄10年	1697	1月8日	一、前々も相触候通、狂言芝居之野郎并牢人野郎之儀、御法度二候間、弥相守、何方江も堅置申間敷候(以下略)	風俗統制	同左	2	3249
26	元禄12年	1699	3月15日	一、出替之奉公人、へんへんと浪人ニ而差置申間敷候(以下略)	出替り奉公人の滞留禁止	奉公人統制	2	3490
27	宝永2年	1705	1月13日	一、頃日浪人鉢之者町々徘徊いたし、押貰致候由相聞、不届二候間、左様之者於有之ハ留置、早速月番之番所江可申出候	牢人鉢の者押し貰い風聞により捕らえ届け出る旨触	同左	2	4026
28	宝永3年	1706	3月18日	一、頃日も相触候通町中致人宿候者、寄子之浪人不依男女、久敷手前二不可差置候、相応之奉公ニ有附可申候……(中略)……一、一季居之奉公人、不依男女、当月中不残片付候様二可仕候、不相付浪人者有之ハ、一町切二人宿より人別書いたし、当月廿九日迄之内差出シ可申候	奉公先の決まらない者の抱え置き禁止および奉公先の決まらない者の人別調査命令	奉公人統制	3	4099
29	宝永3年	1706	6月16日	一、狂言芝居之野郎、浪人野郎、浪人役者并白人ニ而致狂言候もの、方々江あるき候儀制禁之所、又々所々致徘徊由相聞不届候、向後狂言芝居之野郎、弥以堅外江あるかせ申間敷候、且又浪人野郎・浪人役者白人之由ニ而申合致、狂言あるき候者弥令停止事	狂言芝居役者等の出張狂言禁止	踊り・芝居・遊女など風俗統制	3	4107
30	正徳2年	1712	12月	当九月朔日より十一月廿九日迄、家屋敷売払申候ハ、委細ニ可書上旨認様……(中略)……買主・売主肩書仕様……一、浪人ハ 何之誰殿浪人	直参から町人までを対象とした売買家屋敷の調査	同左	3	4553
31	正徳3年	1713	3月	右之家屋敷去辰・当巳何月幾日売払申候、此外拙者共町内払屋敷壹ヶ所も無御座候、仍如件……(中略)……買主・売主共ニ肩書仕様……(中略)……一、浪人は 何之誰殿浪人	直参から町人まで対象とした売買家屋敷の調査	同左	3	4626
32	正徳3年	1713	8月	御留守居組与力石黒源次郎実父、浪人渡辺柳軒事、今度死罪ニ被仰付候儀ハ屋守半兵衛を切殺候ニ付而(以下略)	死罪牢人の罪状報知	同左	3	4784
33	正徳6年	1716	3月7日	一、前々も相触候通、出替之奉公人、へんへんと浪人ニ而差置申間敷候(以下略)	出替り奉公人の滞留禁止	奉公人統制	3	5225
34	享保2年	1717	3月6日	一、前々も相触候通、出替之奉公人、篇々と浪人ニ而差置申間敷候(以下略)	出替り奉公人の滞留禁止	奉公人統制	3	5335
35	享保2年	1717	5月8日	(前略) 此程も相触候通、町々委細致吟味、浪人并医師、町中之家持ハ不及申、借屋・店かり・地借、裏々召仕等迄、人別ニ相改、所持之鉄砲、商売鉄砲、預り鉄砲、質物鉄砲有之候ハ、書付ニ致印形(以下略)	町中所在鉄砲の再調査	同左	3	5366
36	享保2年	1717	10月9日	一、陪臣・浪人・町人は抱屋敷不罷成候、然し共陪臣ハ主人、浪人・町人ハ所之支配より相願、格別之訳相立候ハ、吟味之上差図可有之事	陪臣・牢人・町人の抱屋敷所持禁止	百姓地抱屋敷統制	3	5438
37	享保3年	1718	7月9日	御拳場二前々より住居之浪人、所之者由緒有之指置候哉、左候ハ、何方ニ相勤候処致浪人、何年以前より罷有候哉、人別ニ証文取之、吟味可仕候、尤向後浪人差置候ハ、右之通吟味仕、度々御目附仙波七郎左衛門・稲葉多宮迄可相達候(以下略)	江戸五里四方御拳場牢人住居調査	同左	3	5459

38	享保3年	1718	8月	一、去酉十一月吟味之上、浪人・医師并町人所持之鉄炮、商売鉄炮、預り鉄炮餘取上候……(中略)……一、町々ニ而向後浪人ニ店借候ハ、鉄炮所持致候敷、又ハ預り鉄炮有之候敷致吟味、店かし候以後、早速町年寄江相届可申事、但預り鉄炮不致所持浪人不及相届候	所持鉄炮調査	同左	3	5463
39	享保3年	1718	8月17日	今度御拳場廻り浪人御改ニ付、只今迄住居之浪人店追立、又ハ店望候浪人江も店借不申候由風聞有之、不届ニ候、向後無故店を立申間鋪候、自今店望候浪人子細於無之は店借可申候、右之趣可被相心得候事	御拳場廻り牢人追い立ての禁止	同左	3	5464
40	享保3年	1718	12月25日	一、町中五歳以上之男女員数、忝町切ニ相記、名主支配切ニ帳面々冊ニ認、今日より来ル廿七日朝四時迄、樽屋所江可差出候、尤町医師・浪人・御用達町人迄町内ニ有之之分は老人残さず書出可申候(以下略)	5歳以上の人別調査	同左	3	5589
41	享保4年	1719	4月11日	一、去戌七月、御拳場ニ住居仕候浪人御吟味有之、又候此度御吟味被仰付候、依之浪人有之町々、則証文差上申候、向後浪人店ニ差置申候ハ、早速御訴可申上候(以下略)	御拳場住居牢人調査	同左	3	5603
42	享保5年	1720	5月	浪人祖母并覺左衛門事、御小人目付之由偽り候而、御鷹通候間、犬繫候様ニと段々申来、於尾張町月行事呼出シ、右之通申候而、草臥候間駕籠出シ候様ニ申二付、怪敷存、町内番屋ニ留置、奉行所江訴候段宜仕形ニ付、右兩人之もの二白銀五枚宛被下之	小人目付偽りの牢人を通報により褒美下賜報知	同左	4	5657
43	享保6年	1721	6月13日	一、町々浪人ニ而商売乍仕、刀帯候類之者有之候哉致吟味、返答可致候……(中略)……侍奉公相勤、浪人仕、町人ニ罷成候而刀帯商売仕候者、并此外ニも町人ニ而刀帯候者有之哉と御尋御座候、一、田舎より参候而奉公仕、致浪人、又奉公かせき可申と存候者、町方親類好身之者ニ掛り罷有候内ニも刀帯申候、奉公相止、町人ニ罷成、渡世仕候者ハ直ニ刀止、町人ニ罷成候儀ニ御座候(以下略)	町人となった牢人の帯刀禁止命令	帯刀統制	4	5739
44	享保7年	1722	6月8日	一、町々ニ有之候手習師匠、何町誰店誰、浪人ニ候ハ、何之誰并弟子何捨人有之段、今日有無書付差出候様被申渡候	手習師匠調査	同左	4	5805
45	享保10年	1725	3月	(前略)此外毎年三月相触候諸奉公人へんへんと浪人ニ而差置間敷旨之触書、当年最早別段ニ不相触候条、弥前々之通可相守者也	出替り奉公人の滞留禁止	人宿統制	4	5956
46	享保16年	1731	6月7日	近頃浪人者之由ニ而先主之名を申、武士方町方江参、銭貰、途中ニおゐても往還之者江物を貰候由相聞候、此以後宅江参候ハ、勿論、往還ニ而も右鉢之儀有之ハ、其所ニ捕置、月番之奉行所江召連可罷出候、彼者申旨ニ任せ、内証ニ而銭其外之品遣候儀堅無用可仕候	牢人者の由にて銭・物貰いの者取締り	同左	4	6207

に対して出されたものであり、同様に貞享三年三月に発令された触（No.16）には、触の条目に同様の記述が見られた上に、「右御触之趣髓ニ御請負申上候間、町中家持は不及申、借家・店かり・地かり人請ニ立候者共ニ為申間、来ル晦日前ニ牢人早々有付させ可申候」と記された「町中連判之手形」が触書のあとに記されている。これは、三月晦日までに早々有り付けさせる、すなわち奉公先を見ついたり、国元へ戻したりするなど行く先を固めさせるとしたものと解釈でき、この牢人は、本来的に武士である牢人のことを指しているのではなく、出替り日を過ぎても次の奉公先が決まらない一季奉公人（このなかには武家に奉公する奉公人も含まれると考えられる）のこと一般を述べていると考えるのが妥当であろう。下重氏は、高木昭作氏の研究成果から、「一季居」、身元の確かでない一季の牢人が出替わり日を過ぎてても武家奉公にありつけず江戸に滞在し、一味徒党するやもしれない危険な存在として取り締まったとするが、この町触で記された牢人は、ここで述べたように武家奉公する牢人に限られたものではなく、つぎの勤め先が定まらない奉公人一般を指しているのであり、いわゆる武家奉公のみを指す牢人を対象としたものではない。No.15・16・20・21・24・26・33・34・45もほぼ同様の文言であり、No.7・28も同じ意味で「浪人」文言を使用したものである。

また、No.23・25・29には、「牢（浪）人野郎」「浪人役者」の文言が見られるが、これらの触は、触全体をみると、狂言芝居の統制を図って発令された触であることが確認でき、所謂牢人として、「牢人」文言が使用されたものではない。ここでいう「牢（浪）人野郎」「浪人役者」とは、「座抱えの役者ではない役者」を指すことがすでに指摘されている。⁽⁵⁴⁾この文言を持った触の発令は、時期的にも元禄七年（一六九四）から宝永三年（一七〇六）と短い期間のみにみられ、これは芝居が新たな展開をみせた時期とほぼ重なる。⁽⁵⁵⁾

以上の分類Aとした触に現れる牢人は、当然、主君に仕えていない武士としての牢人を指したものでなく、仕えるべき主人がいらない状況や所属する組織がない状況を牢人と記したものである。そして、触の性格としても所謂牢人を統制しようとしたものではないのである。

第二に、江戸市中に居住する牢人についての調査を目的として発令された触がみられる(分類B)。No.4は、明暦の大火直後に⁽⁵⁶⁾発令された触であり、牢人に宿を貸しているならば、牢人の身元を確認し、町奉行所に届け出ることを命じたものである。No.6・8・9・10・12・37・41も同様のものである。これらは、牢人の存在や身元・由緒を把握すべく調査・上申を命じて発令されたものである。No.18・35・38は、鉄砲を所持している牢人の所持状況の調査で、No.40は、享保期に幕府が行った江戸の五歳以上の人口調査をしたときに、町中にいる牢人もその対象としたものである。これらの触は、いずれも、牢人などの所在や身元、所持品の基礎的な調査であり、これらによって牢人を統制しようとしたり、排除しようとしていたりすることを意図したのではない。No.13・30・31は、家屋敷売買の調査を命じたもので、その対象のなかに牢人も入っているものである。裏返せば、牢人も家屋敷の売買を行っていたことを示すものと言える。また、No.44は、江戸町中の手習い師匠の調査であり、牢人も対象となっているものである。

これらの触は、現状の調査を命じたものであるが、こうした触の発令を受けてか、町々では、牢人を立ち退かせよう、排除しようとする動きがみられたようである。表1 No.39は、享保三年(一七一八)、以前に鷹場廻りの牢人改めを行った結果、店借りしている牢人を追い出したり、また、店借りさせないようにしたりする風聞があり、そうした動きを禁止しようとして発令された触である。幕府の行った調査を町人らが勘違いし、行き過ぎた動きが町人らの間にあったことをやめさせようとしており、幕府が牢人の町中での居住を認め保護しようとしたものとして捉えられる。

そして第三に、こうした触のほかに、支配・統制に関わる触がみられる(分類C)。No.1は、慶安元年(一六四八)のものであるが、「むさと仕たる牢人」に宿を貸すことを禁じたものである。これは、牢人一般への宿貸しを禁じたものではなく、「むさと」、つまり無分別・いい加減な牢人に宿を貸すことを禁止しているのである。No.3は、明暦の大火後の措置として、よしみ・由緒ある牢人については寄留を認めたものである。No.5も同様に増上寺での法要実施に際して「むさと」した牢人を置くことを禁じたものである。No.2は、触全体を見ると、一条目に「かるた博奕諸勝負」禁止を再令し

たことがみられ、二条目がこの条文であり、三条目で町人に対し、この触の遵守を命じ、町中に「左様之いたつら者」がない旨を記した帳面を作ることを命じている。これらから、奉公人・牢人を集めての博奕行為を禁じたものと考えられる。いずれも、質・素行の悪い牢人を取り締まったものと位置づけられ、本来武士であった牢人全般、牢人であることへの取り締まりではない。

No.17は、町方の支配下にない者で町屋敷を所持している者に対し、家の名義を家守の名に書き換えることを命じたものである。No.19は、朝鮮人參を利得のために買うことを禁じた触であり、そのなかに奉公人・町人などともに「浪人」の文言がみられるものである。No.35は、陪臣・牢人・町人の抱屋敷所持について、格別の理由があれば認めるが、原則として禁じたものである。これらは、ともに牢人だけを対象としたものではなく、牢人を特異な存在として統制しようとしたものではない。

No.27は、「浪人躰之者」が押し買いをしているとの風聞があり、それを禁じたものであり、浪人とは断定せず、「浪人躰」と浪人のような者としている点を指摘しておきたい。また、No.46も「近頃浪人者之由」にて、武家や町人のもとに行き、銭や物を貰う者がいることに對して禁じたものである。ここでも浪人と断定せず、「浪人之由^{二而}」と浪人であるということとで銭・物をねだり貰うことを対象とし、質・素行の悪い行為を禁じたものである。これらは、牢人である場合もあるではあろうが、それ以外にも似非牢人が出現していたことをうかがわせるものである。No.43は、商売を行う牢人が帯刀することを禁じたものである。武家奉公した後に牢人し、商売を行う者が帯刀している姿がみられ、それらの者を幕府では身分的に武士ではないと位置づけたもので、身分制の徹底を図ったものと位置づけられる。

このほか第四に、牢人が起こした事件やその処罰・処分にかかわる触がみられる(分類D)。No.11は、寛文十二年(一六七二)に発令されたものであるが、有名な浄瑠璃坂の敵討ちに関わるものである。No.22は、闕所となった牢人の諸道具の入れ札に関わるものである。No.32は、死罪となった牢人の罪状について、報知した触であり、No.42は、小人目付と

詐称していた牢人を通報・留置したことに対し褒美を下賜したことを報知したものである。

以上A～Dに分類して見てきたが、いずれも所謂牢人＝本来的に武士である牢人の存在自体を取り締まろうとしたもの、排除しようとしたものは見られず、それらの者に対する拒絶感は見られないのである。

さて、これら牢人に関わる触が発令された時期について、つぎにみてみよう。表2は、年別に触の発令数をまとめたものである。牢人文言のある触から、町人や百姓を出自とする奉公人など武士身分以外の者が仕えるべき主人がいない状況を牢人という文言で示した分類Aと、事件・犯罪が起こり、その対処として発令された触である分類Dを除いた分類B・Cが、すなわち、幕府による牢人の支配（把握）・統制に関わるものとなる。このB・Cの発令状況に注目してこの表を一覧すると、牢人文言のある触が年次的にいくつかに集中していることが確認できる。

まず、最初に集中してみられるのは、明暦三年（一六五七）から万治二年（一六五九）にかけてである。明暦三年は、明暦の大火があった年であり、No.3などは、明らかに明暦の大火後の措置として発令されたものである。また、その後の万治二年までの触も江戸の再開発と江戸の町を把握する上で発令されたとみて良いであろう。

つぎに集中しているのが、享保初年である。享保元年（一七一六）八代將軍に就任した吉宗が、幕府の鷹場を再編するとともに行動的に動き出しており、六代家宣・七代家継と異なり、鷹狩りだけでなく、將軍の江戸城外への御成の回数も急増する。そうしたなかでの、江戸や江戸廻りの治安維持を図るための触の発令が集中してみられるのである。この二つの時期以外には、牢人に関わる触は散発するばかりで、日常的に牢人を特別に統制・取締の対象としてはいえないと言えよう。

49

以上みてきたことから、近世前期、享保期以前においては、幕府が一般の牢人の存在自体を否定しようとしたもの、あるいは一般の牢人に対して特別な統制を加えようとした触はみられないことが確認できる。そして、町中に居住する牢人の把握が積極的に行われた時期もみられたが、この背景には、明暦の大火後の非常時という事情や吉宗の鷹場制度の再編

表2 『江戸町触集成』にみる年別牢人記事数

		計	A	B	C	D
慶安元年	1648	1			1	
慶安2年	1649					
慶安3年	1650					
慶安4年	1651					
承応元年	1652					
承応2年	1653					
承応3年	1654					
明暦元年	1655	1			1	
明暦2年	1656					
明暦3年	1657	2		1	1	
万治元年	1658	2		1	1	
万治2年	1659	3	1	2		
万治3年	1660					
寛文元年	1661					
寛文2年	1662	1		1		
寛文3年	1663					
寛文4年	1664					
寛文5年	1665					
寛文6年	1666					
寛文7年	1667					
寛文8年	1668					
寛文9年	1669					
寛文10年	1670					
寛文11年	1671					
寛文12年	1672	1				1
延宝元年	1673					
延宝2年	1674					
延宝3年	1675					
延宝4年	1676					
延宝5年	1677					
延宝6年	1678					
延宝7年	1679					
延宝8年	1680					
延宝9年	1681	1		1		
天和元年	1681					
天和2年	1682					
天和3年	1683	1	1			
貞享元年	1684	1	1			
貞享2年	1685	1	1			
貞享3年	1686	2	1		1	
貞享4年	1687					
元禄元年	1688	1		1		
元禄2年	1689					
元禄3年	1690	1		1		
元禄4年	1691					

		計	A	B	C	D
元禄5年	1692					
元禄6年	1693	1	1			
元禄7年	1694	3	2			1
元禄8年	1695	1	1			
元禄9年	1696					
元禄10年	1697	1	1			
元禄11年	1698					
元禄12年	1699	1	1			
元禄13年	1700					
元禄14年	1701					
元禄15年	1702					
元禄16年	1703					
宝永元年	1704					
宝永2年	1705	1		1		
宝永3年	1706	2	2			
宝永4年	1707					
宝永5年	1708					
宝永6年	1709					
宝永7年	1710					
正徳元年	1711					
正徳2年	1712	1		1		
正徳3年	1713	2		1		1
正徳4年	1714					
正徳5年	1715					
享保元年	1716	1	1			
享保2年	1717	3	1	1	1	
享保3年	1718	4		3	1	
享保4年	1719	1		1		
享保5年	1720	1				1
享保6年	1721	1			1	
享保7年	1722	1		1		
享保8年	1723					
享保9年	1724					
享保10年	1725	1	1			
享保11年	1726					
享保12年	1727					
享保13年	1728					
享保14年	1729					
享保15年	1730					
享保16年	1731	1			1	
享保17年	1732					
享保18年	1733					
享保19年	1734					
享保20年	1735					
享保21年	1736					

『江戸町触集成』1～4巻（搞書房）より作成

に伴うたびたびの御成の実行という新たな状況、すなわちそれまでの日常とは異なつた状況が生じていたことが確認できる。ただこれらは、牢人の把握に努めたものであり、決して存在を否定しようとしたものではなかつた。町方において牢人を排除しようとした動きがあつたときに、それを否定・禁止しようとしたことでも明らかのように、町方に牢人が居住すること自体は問題視していかないのである。ただ、質・素行の悪い牢人に対しては、統制・処罰を加えているが、これは、牢人に限らず、他の者でも同様の措置がとられたであろう。また、幕府は、牢人の所在・身元・所持品(地)についての調査を幾度か町々に命じて行っている。これは、牢人を町に所属する存在として把握したのではなく、主君がおらず、藩などに所属していないため、把握のための手段として町触が発令され、町を通じて行われたのであろう。

結びにかえて

本稿では、弘前藩江戸日記と江戸の町触を分析し、近世前期、享保期までを中心に江戸の牢人のあり方や、幕府や藩の牢人への認識をみてきた。

まず、「牢人」「浪人」文言について、必ずしも本来的に武士である者が仕える主君がいない状況を示して使用されるものに限られたものではなく、「牢人町医」「牢人儒者」さらには「浪人役者」「浪人野郎」といった表現がみられるように、広くさまざまな身分において、仕える主人・主君がいない者、どこにも所属していない者という意味で一般的に使用されていたことが確認できた。本来的に武士である牢人だけではないのである。武家に奉公する中間などの一季奉公人などで、次に仕える主君がいない者が牢人と記され統制の対象となつたとされ、これらが武家奉公人系の牢人として位置づけられているが、武家以外に奉公する単なる「出替り之奉公人」のなかでつぎの勤め先が決まらない者を「浪人」と称して統制している町触も確認できる。武家奉公人系列の牢人と位置づけられた者についても、同様に広く仕える主人・主

君がないものという文言の使い方、牢人と記されたと考える方が妥当ではないだろうか。牢人文言の使用方法は広くあり、単に仕えるべき主人がいない者を示す文言として使用されたと捉えるべきであろう。

高木昭作氏は、⁽⁶⁸⁾「一季居」の研究のなかで、「一季居」文言が一年季の奉公人という基調を保持しながら、しだいにその牢人という意味を同時に帯びてきたとし、「一季居」禁令は一季居の牢人の根絶を意図したものと位置づけた。高木氏が根絶を意図したとする牢人は一季奉公のできない「牢人」層だったのであり、これらは、牢人として捉えられてはいるが、本来的に武士身分にある存在ではなかったのである。近世前期にはそれら町人や百姓などを出自とする奉公人層で奉公できなかった者だけが牢人ではなく、家族や親族に幕府や大名・旗本に仕えるような武士を持つ、つまり階層的にはそれらと同位置にある牢人も多く存在していたのであり、後者は存在自体が統制や取り締まりの対象となることなく、排除・拒絶される存在ではなかったことはこれまで述べてきた通りである。

近世前期、享保期頃まで、すなわち一七世紀後半から一八世紀前半にかけて、牢人を広く捉えるならば、本来的に武士である者の牢人と、それ以外の武家奉公人系列の牢人を含めた単に仕える主人・所属すべき集団がないことから牢人と称した者両者が存在したのである。山本英二氏が描くような近世前期の牢人から社会の安定・成熟とともに出現する武家奉公人系列に属する牢人へと牢人の性格が変わっていき、後者が近世後期に村々を徘徊し一宿・金銭を要求するという構図(変遷)では、牢人像は描けない。また、武家奉公人系列の牢人のなかに、渡りの家臣も位置づけているが、それらの者は、町人や百姓身分などを出自とする下層の武家奉公人層ではなく、本稿で見えてきたような家族や親族に幕府や大名・旗本に仕える者がいるような武士であったのであろう。

そして、本来武士身分である牢人については、町なかに居住し、武芸道場や寺子屋の師匠などにより生計を立てる特技をもって生活する牢人がこれまで一般的にイメージされてきたが、その一方で、幕府・大名などに仕える家族や親族をもつ牢人の姿も見られ、藩をはじめとする武家社会に出入りし、関係を保っている者もみられた。それらのなかには、主君

の屋敷や大名・旗本家の家臣の家などに居住し、世話を受けている姿もしばしば見られた。藩から手当をもらい、また藩に出入りする者もおり、また、親族として世話をする武士（家臣）の姿があった。こうした牢人を自らと関わりのある者として藩や家臣らは受け入れており、そこには、牢人だからという拒絶・忌避感はなく、これら牢人の存在は、かけ離れた存在ではなく、身近にいる存在でもあったのである。そして、それは武家社会において何らかの欠員が生じたときに、それを補充するものとして存在していたのであり、その意味でも武家社会を構成するために必要な存在であったのである。また、幕府も江戸の町中に所在する牢人について、その所在や由緒、所持物などの把握に努めることはあったが、牢人を特別に統制の対象とすることはほぼ見られず、排除・否定しようとすることなく、町中での存在を認めていたのである。

近世前期において、幕府や藩は、牢人を反体制的な存在としては捉えておらず、これが問題化してくるのは、近世後期にいたり、社会の変容とともに治安が悪化するなかでのことであり、文政改革にみられるように、統制の対象として大きくなってくる。しかし、村々を徘徊し、金品を要求するような牢人は、武家奉公人系列に属する牢人が想定され、それは、本来的に武士である純粹の牢人でなく、中間などを務めた他身分の者たちであり、武士を語る似非牢人として捉えられよう。こうした近世後期、一八世紀後半以降に変容する牢人への認識・統制については、ここでは実証的に述べることはできず、今後の課題としておきたい。

註

- (1) 『江戸時代』上（総合日本史大系九 内外書籍 一九二六年）。
- (2) 山本英二氏「郷土と浪人」『事典 しらべる江戸時代』（柏書房 二〇〇一年）、下重清氏「浪人はどのような存在だったか」『新視点 日本の歴史』五近世（新人物往来社 一九九三年）が牢人像を描き、近年では兼平賢治氏「近世前期における牢人（新参家臣）の一生と武家社会の転換」上・下（『岩手史学研究』九〇・九一 二〇〇九・二〇一〇年）が研究史をまとめている。
- (3) 川田純之氏「徘徊する浪人による契約の展開とその限界」（『栃木県立文書館研究紀要』一一 二〇〇七年）など。

- (4) 山本氏前掲「郷土と浪人」。
- (5) 山本英二氏「浪人・由緒・偽文書・苗字帯刀」(『関東近世史研究』二八 一九九〇年ほか)。
- (6) 下重氏前掲論文。
- (7) 『国史大辞典』一四(吉川弘文館 一九九七年)「牢人」の項。
- (8) 兼平氏前掲論文。
- (9) 弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書。津軽家文書には、国元と江戸の二種の藩庁日記が伝来しており、目録上では「(弘前藩庁)日記(国日記)」と「(弘前藩庁)日記(江戸日記)」と称される。本稿では後者を弘前藩江戸日記と略す。
- (10) 拙稿「江戸周辺農村における武家抱屋敷と地域社会」(『関東近世史研究』三九 一九九六年)・「江戸周辺地域在村百姓の武家接近活動」(『板橋区立郷土資料館紀要』一三 二〇〇一年)。
- (11) 拙稿「弘前藩抱屋敷の屋敷守について―江戸抱え家臣の機能と性格の検討―」(『江東区文化財研究紀要』一〇 一九九九年)・「元禄享保期における大名家の江戸抱え家臣について」(『駒沢史学』七二 二〇〇九年)。
- (12) 「弘前藩江戸日記」には、「牢人」「浪人」とも記述が見られるが、それらを使い分けてはいないようである。以下本稿では、引用した史料内を除き、牢人と記す。
- (13) 弘前藩江戸日記 第一七〇。
- (14) 松平忠尚が相当、娘は津軽信寿の室(『寛政重修諸家譜』巻五一 統群書類従完成会版一卷二七五―二七六頁)。
- (15) 元禄十一年三月二十六日の記事(弘前藩江戸日記 第一四二)。
- (16) 弘前藩江戸日記 第一三七。
- (17) 『寛政重修諸家譜』(卷三三一 統群書類従完成会版六卷六〇―六一頁)によれば、水野忠増が明暦三年十二月二十七日に周防守に叙任するが、元禄七年に没し、あとを嗣いだ忠位は寛文九年に肥前守に叙任して正徳三年没、忠位の養子忠房が正徳元年に周防守に叙任するも正徳二年没。この水野忠増家が該当すると思われるが、元禄十年十月当時に水野周防守を称する者はいない。当時七〇〇〇石知行、のち忠位るとき正徳元年に大坂定番となり一万二〇〇〇石知行。
- (18) 元禄十一年五月二十九日の記事(弘前藩江戸日記 第一四四)。
- (19) 弘前藩江戸日記 第一六九。

- (20) 弘前藩江戸日記 第一一二。
- (21) 弘前藩江戸日記 第四七四。
- (22) 享保七年三月二日の記事(弘前藩江戸日記 第四四三)。
- (23) 弘前藩江戸日記 第四七九。
- (24) 享保十六年二月二十八日の記事(弘前藩江戸日記 第五五六)。
- (25) 弘前藩江戸日記 第一九四。
- (26) 五味与五兵衛易達が相当(『寛政重修諸家譜』卷一四一一 統群書類従完成会版二二卷一六八頁)。
- (27) 弘前藩江戸日記 第一九七。
- (28) 酒井忠相が相当、天和三年十二月四日内匠頭に叙任(『寛政重修諸家譜』卷五九 統群書類従完成会版二卷九頁)。
- (29) 元禄十五年八月十六日の記事(弘前藩江戸日記 第一九四)には「御発駕前被 仰付候河原新二郎申候亀戸天神脇壳屋敷之義、且又千寿町裏百生地^并同所浪人千葉刑部と申者之屋敷、右三ヶ所壳屋敷之儀先達^而委細申上、絵図^并岩田半二郎・御目付・作事奉行口上書共被差越候、亀戸之屋敷ハ兼^前被 仰付置候屋敷にて候間、弥致才覚候様」と被仰出候由、其外ハ御入用^三無之由」とある。
- (30) 弘前藩江戸日記 第四四九。
- (31) 久保田隆政が相当、延宝七年七月九日相続、享保元年代官となるが、同六年十二月二十九日免職となり、勘定奉行支配となる(『寛政重修諸家譜』卷二二五二 統群書類従完成会版一九卷二二五頁)。
- (32) 弘前藩江戸日記 第一五五。
- (33) 拙稿「元禄〜享保期における大名家の江戸抱え家臣について」(『駒沢史学』七二二〇〇九年)を参照のこと。
- (34) 元禄八年二月六日に御聞役・江戸足軽頭を拝命(弘前藩江戸日記 第一〇七 同日の記事)。
- (35) 田村建顕が相当、寛文十年右京大夫に叙任(『寛政重修諸家譜』卷一五〇三 統群書類従完成会版二二卷三三四頁)。
- (36) 弘前藩江戸日記 第一五九。
- (37) 弘前藩江戸日記 第七七。
- (38) 元禄十二年九月三日には同人の言上として「御自分儀、久々牢人^三被罷有候付、不自由^三可有之と被存、少分なから白銀三十枚被相送候段、則目錄を以相渡候」とみられる(弘前藩江戸日記 第一五九)。また、浪人の国元への旅費の給付として、享保七年四月

十六日(同 第四四四)の記事に「牢人新谷吉兵衛儀、及湯命候付、何とそ御国許江罷下候様ニ御了簡被成被下候様ニと常福寺迄之願書頃日河合半右衛門宅江常福寺持参ニ付而、帯刀江差出候処」とあり、二十三日(同 第四四四)の記事に「新谷吉兵衛義、御国江下り申度由、先達而常福寺願被申候、御金被下候、即拾両常福寺迄御用人より遣候様ニと帯刀被申候」とみられる。

(39) 弘前藩江戸日記 第一三七。

(40) 永曾武右衛門は、元禄九年八月七日の記事に勘定奉行の肩書きあり(弘前藩江戸日記 第二二四)、また、元禄十六年十月二十一日に「長柄奉行・勘定奉行・古御借金方三役共、御役被 召放」(同 第二〇九)。

(41) 享保三年二月十日の記事に江戸足軽頭の肩書きあり(弘前藩江戸日記 第三九一)。

(42) 弘前藩江戸日記 第三九六。

(43) 弘前藩江戸日記 第三三三。

(44) 本多忠国が相当、延宝七年十二月二十八日中務大輔に叙任(『寛政重修諸家譜』卷六八一 続群書類従完成会版一一卷二二〇頁)。

(45) 宝永七年四月十日の記事(弘前藩江戸日記 第二八五)。

(46) 弘前藩江戸日記 第三三三。

(47) 元禄二年閏正月十八日の記事(弘前藩江戸日記 第六五)には「岩田衛門兵衛以書付申立候ハ、母方従弟中里七郎左衛門と申牢人ニ而上州新田罷有候、此者之世倅当年十二歳ニ罷成候、男子無御座候付而致養子、幾々娘と一所ニ仕度旨奉願候処、願之通被 仰付之旨御家老中被申、則衛門兵衛ニ申渡之」とある。

(48) 元禄十四年八月四日の記事(弘前藩江戸日記 第一八二)には「坂庭孫介実子無御座付、養子仕度由願申上候、願之通被 仰付候、孫介兄坂庭伊右衛門と申者牢人ニ而上州新田領ニ罷有候、右伊右衛門倅坂庭伝四郎当年拾六歳ニ罷成、孫介為ニ甥ニ而御座候、右養子願之通被 仰付候」とある。

(49) 享保八年五月二十八日の記事(弘前藩江戸日記 第四五七)には、「乍恐以書付申上候、私儀以 御威光緩々養生仕難有仕合奉存候、将亦拙者儀行年五十六歳罷成候、実子無御座候付、浪人伊豆原所右衛門倅軍治郎今年廿四歳罷成候、此者養子ニ仕度奉願候、右之段何分ニも宜御沙汰奉仰候、右之通申出候付、帯刀江達、願之通申付之」とある。

(50) 元禄十五年三月二十一日の記事(弘前藩江戸日記 第一八九)には、「矢川左介口上書ニて萩原源右衛門申立候ハ、私義只今迄妻無御座罷有候処、今度味岡勘兵衛妹私方江妻ニ呼入申度奉存候、右勘兵衛儀先年川口撰津守様ニ相勤罷有候、只今牢人仕、御当地罷有

候、不苦思召候ハ、宜御沙汰奉願旨申立候付奉伺候処、願之通被 仰出、則源右衛門へ申渡之」とある。

(51) 松本良太「近世後期の武士身分と都市社会―「下級武士」の問題を中心に―」(『歴史学研究』七二六 一九九八年)、宮地正人「幕末維新期の社会的政治史研究」(岩波書店 一九九九年)など。

(52) 第一巻〜第四巻 塙書房 一九九四〜九五五年。

(53) 下重前掲論文。

(54) 波戸祥晃氏「元祿歌舞伎の発展とその終焉」(『藝能史研究』一四 一九六六年)。

(55) 前掲波戸論文。

(56) 大火は一月十八日〜二十日。

(57) 『日本国語大辞典』(小学館 一九八一年刊縮刷版)によれば、①「とるべき態度・守るべき節度をわきまえず、無分別・不注意であるさまを表す語」とし、「軽はずみに」「思慮もなく」「うっかりと」の意、②「正当な理由もなく、または、いいかげんに事を行なうさまを表す語」とし、「みだりに」「むやみに」「やたらに」の意、③「取るに足りないさま、 راحتیない、いい加減なさまを表す語」、④「とりとめもなく、無為に過すさまを表わす語」としている。

(58) 『日本近世国家史の研究』(岩波書店 一九九〇年)。

〔付記〕 本稿は、平成二十二年度、駒澤大学在外研究の成果である。